

# 業務委託仕様書

## 1 名称

令和7年度大阪都市計画図等データ整備業務委託

## 2 委託期間

契約日から令和8年3月6日（金曜日）まで

## 3 業務内容

本業務の内容は、「大阪都市計画図」及び「大阪市の都市計画」のデータを作成（更新）するものであり、詳細は以下に示すとおりである。

なお、DVD-R やラベルシール等の消耗品及びPC等、業務に必要となる機器は、受注者の責において準備すること。

### （1）「大阪都市計画図」のデータ作成

- ・「大阪都市計画図」は、本市全域の都市計画の内容を示す地図データであり、「地域地区その1」、「地域地区その2・市街地開発」、「都市施設」の3種類からなる。
- ・「大阪都市計画図（2026年3月時点）」データをAdobe Illustrator形式（以下「AI形式」という。）で作成すること。
- ・作成にあたっては、昨年度に作成した「大阪都市計画図（2025年3月時点）」データを本市よりAI形式にて提供するので、当該データを更新すること。
- ・更新内容は都市計画決定・変更箇所の時点修正であり、本市が提供する資料（原則紙資料となる。）に基づき更新すること。
- ・更新箇所数は「別紙2 更新箇所数一覧」を参照すること。
- ・作成した「大阪都市計画図（2026年3月時点）」データのPDFデータを別途作成すること。PDFデータのデータ構成は、「別紙3 納品データ一覧」を参照すること。

### （2）「大阪市の都市計画」のデータ作成

- ・「大阪市の都市計画」は、本市の都市計画決定状況等を説明するA1サイズ両面印刷のリーフレットである。原稿データは、表面・裏面の2種類からなり、詳細は「別紙1 大阪市の都市計画のページ構成」を参照すること。
- ・「大阪市の都市計画（2025）」データをAdobe Illustrator形式（以下「AI形式」という。）で作成すること。
- ・作成にあたっては、昨年度に作成した「大阪市の都市計画（2024）」データを本市よりAI形式にて提供するので、当該データを更新すること。
- ・更新内容は都市計画決定・変更箇所の時点修正であり、本市が提供する資料（原則紙資料となる。）及び（1）で作成した「大阪都市計画図」データに基づき更新すること。

- ・更新箇所数は「別紙2 更新箇所数一覧」を参照すること。
- ・作成した「大阪市の都市計画（2025）」データのPDFデータを別途作成すること。PDFデータのデータ構成は、「別紙3 納品データ一覧」を参照すること。

#### （3）DVD-Rによる作成データの納品

- ・「別紙3 納品データ一覧」に基づき、（1）及び（2）で作成したAIデータ及びPDFデータをDVD-Rに格納すること。また、合わせてデータ構成一覧を作成し、格納すること。
- ・データを格納したDVD-Rにはファイナライズを施すこと。
- ・最新のウイルスに対応しているウイルス対策ソフトによりチェックすること。
- ・データを格納したDVD-Rへは「業務委託名称」、「当局名」、「ウイルス対策の詳細」（ソフト名・定義・チェック年月日・フォーマット形式）をラベルシール等により記載すること。

### 4 校正作業

校正1回

※ただし、校正において修正があった場合は、再度の校正を要する。

※校正にあたっては、内容の確認のため、適宜、出力図を提出すること。ただし、本市がデータによる校正を指示した場合はこの限りでない。

- ・「大阪都市計画図」は、A0サイズで片面印刷、出力ごとに各3部
- ・「大阪市の都市計画」は、A1サイズで片面印刷、出力ごとに各3部

### 5 業務資料の管理

- ① 受注者は、本業務を通じて知り得た機密保持の情報について、他の目的に利用するために本業務に必要な範囲を超えて利用し、または第三者もしくは本業務に係わる者以外に開示・漏洩してはならない。
- ② 受注者は、本業務で取り扱う全ての資料等（記録媒体、ミスプリント及び会議予備資料等を含む）について、漏洩・滅失等の事故がないように、善良な監理者の注意を持って保管・管理すること。
- ③ 本市は、受注者が本業務を実施するために必要な資料等の貸与・提供に協力するものとする。
- ④ 受注者は、本市より貸与・提供を受けた資料等（これらの複製及び改変物を含む）が不要になったときは、遅延なく本市に返還、または、本市の指示に従い処理するものとする。
- ⑤ 受注者は、資料等の貸与・提供、返還その他の処置について、書面をもって実施すること。
- ⑥ 受注者は、上記の項目に違反したことにより、本市または第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担においてその損害を賠償しなければならない。
- ⑦ 上記の項目は、本業務の完了または解除等の契約終了事由の如何を問わず、契約終了後もその効力を有するものとする。
- ⑧ 次の情報は、特に定めのない限り機密保持の情報として取り扱わないこととする。
  - ・受注者が機密保持義務を負うことなく、既に保有している情報
  - ・本業務に際して、受注者が本市の情報提供によらず独自に入手した情報
  - ・公知の情報

## 6 疑義

本仕様書で本業務を実施するにあたり疑義が生じた場合は、本市と協議し、その指示に従うものとする。なお、協議に必要な資料は、受注者が作成すること。

## 7 再委託の禁止

(1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超える一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 8 成果品

本業務に伴う成果品として、「3 業務内容」に基づき作成したデータ格納媒体（DVD-R 一式）を 2 組納品すること。

## 9 成果品納期及び納品場所

納 期：令和 8 年 3 月 6 日（金曜日）

納品場所：大阪市計画調整局計画部都市計画課

10 下記の書類を所定の時期に提出すること。

(1) 業務の着手時に提出する書類

業務着手通知書 1部

業務計画書及び工程表 1部 (契約締結後 14 日以内)

(①業務実施体制、②業務方針、③その他必要事項を記載するものとする。)

業務責任者通知書 1部

(2) 業務実施中に提出する書類

貸与品借用書・返納書 1部 (必要に応じて、隨時)

業務打合せ書 1部 (必要に応じて、隨時)

日時・場所・参加者・内容等については、常時簡易な記録（メモ）を作成し、保管しておくこと。また、業務委託完了後に提出すること。

(3) 業務完了時に提出する書類

納品書 1部

業務完了通知書 1部

提出書類の様式については別途協議するものとする。

11 検査

本業務の完了検査は、業務委託契約書第 36 条に基づき行うものとし、検査に要する費用はすべて受注者の負担とする。

12 成果の補足修正

業務完了後、受注者の過失または粗漏に起因する不良箇所が発見された場合は、本市の指示により補足・修正するものとし、その費用は受注者の負担によるものとする。

13 著作権その他の権利の帰属

成果物にかかる著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は本市に帰属する。

14 担当・問い合わせ先

担当者：計画調整局計画部都市計画課 早瀬

連絡先：Tel:06-6208-7891

Fax:06-6231-3751

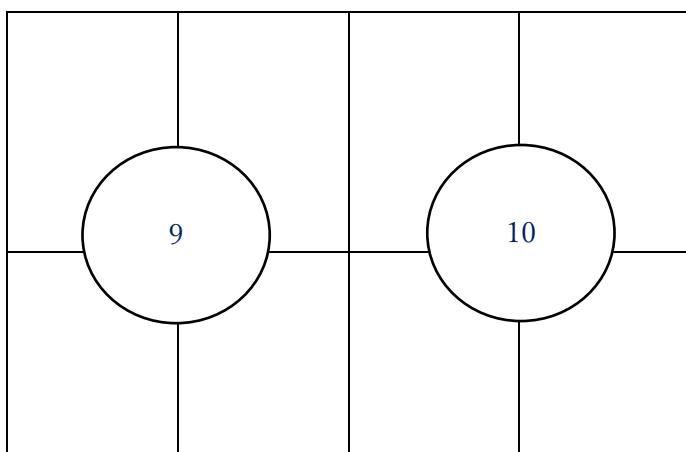
## 大阪市の都市計画のページ構成

別紙 1

リーフレット表面

①	②	③	④
⑧	⑦	⑥	⑤

リーフレット裏面



- ① 「都市計画決定一覧」
- ② 「大阪市の都市計画表紙」
- ③ 「都市計画の種類について」
- ④ 「大阪市における都市計画決定の手続き」
- ⑤ 「防火地域及び準防火地域／特定街区」
- ⑥ 「駐車場整備地区」
- ⑦ 「鉄道」
- ⑧ 「市街地開発事業」
- ⑨ 「都市施設 道路公園等／風致地区等」
- ⑩ 「用途地域 特別用途地区／高度地区／高度利用地区／臨港地区／地区計画／都市再生特別地区」

## 更新箇所数一覧（令和7年度委託分）

別紙2

大阪都市計画図（総括図）		地図更新箇所数	文言更新箇所数
「地域地区その1」	「地域地区その1」	4箇所	1箇所
	「地域地区その2、市街地開発」	1箇所	1箇所
	「都市施設」	1箇所	
大阪市の都市計画		地図更新箇所数	文言更新箇所数
表面	①「都市計画決定一覧」		12箇所
	②「大阪市の都市計画表紙」		
	③「都市計画の種類について」		
	④「大阪市における都市計画決定の手続き」		
	⑤「防火地域及び準防火地域／特定街区」		1箇所
	⑥「駐車場整備地区」	1箇所	
	⑦「鉄道」	1箇所	8箇所
	⑧「市街地開発事業」	2箇所	
裏面	⑨「都市施設 道路公園等／風致地区等」	3箇所	
	⑩「用途地域 特別用途地区／高度地区／高度利用地区／臨港地区／地区計画／都市再生特別地区」	4箇所	

AI データ

大阪都市計画図

- ・「地域地区その 1」全体
- ・「地域地区その 2、市街地開発」全体
- ・「都市施設」全体

大阪市の都市計画 (A1 サイズ、リーフレット)

- ・表面全体
- ・裏面全体

PDF データ

大阪都市計画図

- ・「地域地区その 1」全体
- ・「地域地区その 2、市街地開発」全体
- ・「都市施設」全体

大阪市の都市計画 (A1 サイズ、リーフレット)

- ・表面全体
- ・裏面全体
- ・⑤「防火地域及び準防火地域／特定街区」のみ
- ・⑥「駐車場整備地区」のみ
- ・⑦「鉄道」のみ
- ・⑧「市街地開発事業」のみ
- ・⑨「都市施設 道路公園等／風致地区等」の地図部分のみを 9 分割したもの
- ・⑩「用途地域 特別用途地区／高度地区／高度利用地区／臨港地区／地区計画／都市再生特別地区」の地図部分のみを 9 分割したもの

その他

- ・上記、納品データの「データ構成一覧」